

安全保障理事会決議 1822 (2008)

2008年6月30日、安全保障理事会第5928回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1267 (1999)、1333 (2000)、1363 (2001)、1373(2001)、1390 (2002)、14752 (2002)、1455 (2003)、1526 (2004)、1566 (2004)、1617 (2005)、1624 (2005)、1699 (2006)、1730 (2006)、および 1730(2006) ならびに関連する安保理議長声明を想起し、

あらゆる形態そして示威されるテロリズムは平和と安全に対する最も重大な脅威を構成すること、そしてテロ行為はいつそして誰により関与されても、その動機に関わらず、犯罪的で正当化できないことを再確認し、無辜の市民や他の犠牲者の死、財産の破壊および安定の多大な妨害を目的とする継続中のそして複数の犯罪的なテロ行為について、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデン、タリバーン、およびそれらと関係を有する他の個人、グループ、事業そして団体に対する安保理の明白な非難をくり返し表明し、

効力のある国際人権法、難民そして人道法を含む、国際連合憲章そして国際法に従い、テロ行為による国際の平和および安全に対する脅威と戦う必要を再確認し、この点において国際連合がこの努力を先導しそして調整するための重要な役割を果たすことを強調し、

国際連合システムにおけるテロ対策に対する努力の全体的な調整および一貫性を確保するための、総会による 2006年9月8日の国際連合グローバルテロ対策戦略(A/60/288)の採択およびテロ対策履行タスクフォース(CTITF)の創設を歓迎し、

アフガニスタンにおけるタリバーンそしてアル・カーイダおよびそれらと関係を有する他の個人、グループ、事業そして団体の、増加する暴力そしてテロ活動に対する、安保理の深い懸念をくり返し表明し、

安保理決議 1817 (2008) を想起し、違法な麻薬の製造および近隣諸国における化学的前駆物質からアフガニスタンへという違法売買、違法売買の経路国、麻薬到着国そして

前駆物質の生産国に対する戦いを、安保理が支持することをくり返し表明し、

アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン、およびそれらに関係を有する他の個人、グループ、事業そして団体によるインターネットの犯罪的な悪用について安保理の深い懸念を表明し、

テロリストの脅威を妨害し、弱め、孤立化させ、そして無力化するためのすべての国家、そして国際および地域機構の積極的な参加と協力に関与する持続的そして包括的なアプローチによってのみ、テロリズムは敗北可能であることを強調し、

制裁は、国際の平和および安全の維持および回復について国連憲章下における重要な手段であることを強調し、この点において、テロ活動を戦う上での重要な手段として、本決議の第1項における措置を強固に履行する必要性を強調し、

すべての加盟国、国際機関、そして地域機構に対し、本決議の第1項に言及された措置の対象として、どの個人、グループ、企業そして団体を認定するかに積極的に参加することを含み、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン、およびそれらに関係を有する他の個人、グループ、企業そして団体によって引き起こされる進行中のそして直接の脅威に見合う十分な資源を配分することを促し、

決議 1267 (1999) に基づいて設立された委員会（「委員会」）と加盟国間における対話は、措置の完全な履行のため最も重要であることをくり返し表明し、

加盟国による、本決議の第1項に言及された措置に基づく措置の履行への課題に留意し、人道的除外の認定と同様、決議 1267 (1999) および 1333 (2000) に基づいて作成されるリスト（「統合リスト」）に個人、グループ、企業そして団体の掲載および削除の際に存在する公正そして明確な手続きを確保するための、加盟国そして委員会の継続的な努力を認識し、

本決議の第1項に言及される措置は、実際は予防的であって、国内法によって規定される刑事的水準に依拠しないことをくり返し表明し、

関連する安全保障理事会決議に従ってテロ対策義務の履行を促進すると同様に、テロ

活動または行為を準備し、行い、または他に支援するために、資金調達、計画、促進、勧誘に参加した、タリバーン、アル・カーイダ、およびアル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンあるいはタリバーン関係を有するいかなる個人、グループ、企業あるいは団体との関連を含む、決議 1373 (2001) の全部を履行するすべての加盟国に課された義務を強調し、

事務局内に、リストからの削除の要請を受領するフォーカル・ポイントが事務総長により設立されたことを歓迎し、フォーカル・ポイントと委員会との継続する協力を感謝とともに留意し、

措置を履行する上で加盟国を援助する委員会と INTERPOL との継続する協力、とりわけ特別警告の開発を歓迎し、この点において分析支援および制裁履行監視チーム（「監視チーム」）の役割を認識し、

本決議および他の関連する決議そして国際文書下の義務を履行する加盟国を援助する、とりわけ技術援助および能力構築に関する、委員国際連合薬物犯罪オフィスとの継続する協力を歓迎し、

アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン、そしてそれらと関係を有する他の個人、グループ、事業そして団体による国際の平和と安全に対して引き起こされた継続する脅威に懸念をもって留意し、その脅威のすべての面を表明する決意をくり返し表明し、

国連憲章第 7 章にもとづいて行動して、

## 措置

1 決議 1267 (1999) および 1333 (2000) に基づいて作成されたリスト（「統合リスト」）に言及されているような、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン、およびそれらと関係を有する他の個人、グループ、事業そして団体に関する決議 1267 (1999) の第 4 (b) 項、決議 1333 (2000) の第 1 および 2 項によって従前に課されたような措置を、すべての国家は講じるべきであることを決定する。

(a) それらにより、あるいはそれらを代表するもしくは指示によって行動する人物により、

直接あるいは間接に所有されまた支配されている財産から発生する資金を含む、これらの個人、グループ、企業および団体の資金および他の金融資産または経済資源を遅延なく凍結し、直接あるいは間接にそのような人物の利益、もしくは自国民あるいは自国領域内における人物により、それらあるいはいかなる他の資金、金融資産または経済資源を利用不可能にすることを確保すること。

(b) 本項はいかなる国家も自国民の入国あるいは領域からの出国を否定する義務を負うものではないこと、および本項は司法手続の遂行のため入国あるいは通過が必要な場所、または委員会が事例ごとに入国や通過が正当化されるときにのみ決定するときには適用するべきではないという条件で、これら個人の入国または領域内の通過を防止すること。

(c) 自国領域から、あるいは領域外の自国民により、あるいは自国旗を使用する船舶あるいは航空機により、これらの個人、グループ、事業および団体に対する、前記の兵器ならびに弾薬、軍事車輛ならびに装備、準軍事的装備、およびスペアパーツ、および軍事活動に関連する技術助言、援助、あるいは訓練を含む、すべての形態の武器および関連物資の直接あるいは間接の供給、売却、または移転を妨げること。

2 個人、グループ、事業あるいは団体が、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンあるいはタリバーンに「関係を有する」ことを示す行為又は活動は、次のものを含むことを再確認する。

アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンもしくはタリバーン、もしくはそこからのいかなる組織、支部、分派グループあるいは派生物のために、

(a) 彼らに協力して、またはその名の下に、あるいは代表し、もしくは彼らを支持して、その行為や活動の資金調達、計画、支援、準備に参加すること。

(b) 武器および関連物資を供給、売却あるいは移転すること。

(c) 彼らのために勧誘すること。もしくは

(d) その他彼らの行為あるいは活動を支援すること。

3 アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンあるいはタリバーンに関係を有する個人、グループ、企業により、所有あるいは支配され、直接あるいは間接に、あるいは他に支援する、いかなる事業あるいは団体も、指定のため適当であるべきことをさらに再確認する。

- 4 上記第1(a)項の要件は、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデン、およびタリバーンおよびそれらに関係を有する他の個人、グループ、事業、あるいは団体の支援に用いられる、インターネットホスティングあるいは関連するサービスを含み、しかし制限されない、あらゆる種類の金融および経済資源に適用されることを確認する。
- 5 加盟国に対し、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーンおよびそれらに関係を有する個人、グループ、事業ならびに団体への、資金ならびに他の金融資産および経済資源の流れを断つために、力強くそして断固として行動する努力を継続することを奨励する。
- 6 加盟国に対し、そのような支払が上記第1項の規定の対象として継続し、そして凍結されているという条件で、リスト掲載の個人、グループ、事業あるいは団体の利益となるいかなる支払の、上記第1項の規定に基づく凍結された口座への追加を許容することを決定する。
- 7 決議 1452 (2002) の第1項および2項に規定され、決議 1735 (2006) により修正された、上記第1(a)項による措置への使用可能な例外に関する条項を再確認し、そして加盟国に対し、委員会のガイドラインにより規定された例外への手続の使用に注意を喚起する。
- 8 上記第1項に規定される措置を履行し強制するすべての加盟国の義務をくり返し表明し、すべての国家に対し、この点についての努力を倍加することを促す。

#### リストへの掲載

- 9 すべての加盟国に対し、決議 1617 (2005) の第2項に詳述され、上記第2項で再確認されたように、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン、そしてそれらに関係を有する他の個人、グループ、企業そして団体の行為あるいは活動の資金調達あるいは支援に、いかなる手段においても参加している個人、グループ、企業そして団体の名前を統合リストに含めるため提出することを奨励する。
- 10 そのような資金提供または支援の手段は、アフガニスタンを原産とする麻薬およびその前駆物質の、違法な栽培、生産および違法売買から派生する収益の使用には限定

されないことに留意する。

- 11 決議 1806 (2008) の第 30 項に詳述されるように、アル・カーイダそしてタリバーンの行動や活動に資金提供あるいは支援することに参加する個人そして団体を特定化することを含め、委員会およびアフガニスタン政府および国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) 間の継続する協力について、安全保障理事会の要請をくり返し表明する。
- 12 統合リストに含めるために名前を委員会に提案するときには、加盟国は決議 1735 (2006) の第 5 項に従い、事項の詳細な声明を提供することを再確認し、また、加盟国は、そのような提案ごとに、委員会が下記第 13 項に記述する概要の作成のために使用するため、又はリストに掲載される個人若しくは団体に通知若しくは通報するとの目的を含め、案件の説明のうち一般に公表できる部分及び関心国の要請に基づき提供される部分を特定することを決定する。
- 13 委員会に対し、指定を提案した関係国と調整し監視チームの支援を受け、統合リストに名前が追加された後、統合リストの掲載者あるいは複数の掲載者に対応するために、リスト化の理由の説明概要を委員会のウェブサイトにおいてアクセス可能にすることを指示し、そして委員会に対し、そして指定を提案した関係国と調整し監視チームの支援を受け、本決議の採択の前の日以前に、統合リストに追加された掲載者にリスト化の理由の説明概要を委員会のウェブサイトにおいてアクセス可能にすることをさらに指示する。
- 14 加盟国に対し、統合リストへの掲載のための名前を委員会に提案する時には、決議 1735 (2006) の添付書類 I におけるカバーシートを用いることを求め、それには、加盟国により、提案された名前についての可能なかぎりの関連する情報、とりわけ個人、グループ、事業そして団体を積極的に特定化することを許容するために、十分な識別情報を、委員会に対して提供することを要請し、委員会に対し、上記 12 項および 13 項に沿った規定に従ってカバーシートを更新することを指示する。
- 15 事務局は、個人および団体のリストに名前が追加された後で、公表後一週間以内に、決議 1735 (2006) の第 10 項に従って、当該個人又は団体が所在していると考えられる国および個人の場合にはその者が国民である国（この情報が判明している範囲にお

いて)の常駐代表部に通知することを決定する。

- 16 委員会のウェブサイトにおける統合リストの迅速な更新の必要性を強調する。
- 17 上記第 15 項の通知を受ける加盟国に対し、その国内法および慣行に従い、時宜を得た方法で、リストに掲載された個人又は団体に対して、指定を通知又は通報し、そしてこの通報とともに、公表可能な事例の声明の部分、委員会のウェブサイトです入手可能なリスト化の理由についてのあらゆる情報、リストからの削除の要請を考察する関連決議、委員会の手続に規定されたような指定の努力の記載、可能な例外に関する決議 1452 (2002) の規定を含めた、すべての可能な措置をとることを要求する。
- 18 上記第 15 項により通知を受領する加盟国に対し、委員会に、第 1 項に規定される措置を履行するため講じた措置を通知することを奨励し、且つさらに加盟国に対し、この情報を供与する委員会のウェブサイト上に規定された手段を用いるよう奨励する。

#### リストからの削除

- 19 決議 1730 (2006) にもとづき、リストに掲載された個人、グループ、事業あるいは団体に、リストからの削除の請願を直接提出する選択肢を提供するフォーカル・ポイントが事務局内に設置されたことを歓迎する。
- 20 指定を提案する国ならびに市民権のある国および居住している国に対し、決議第 1730 号 (2006 年) の付属書に定めた手続に従い、時宜を得た方法で、フォーカル・ポイントを通じて受領したリストからの削除の請願を検討すること、および委員会による検討を促進するために、削除の要請を支持するか又は反対するかを示すことを要請する。
- 21 委員会に対し、その指針に従い、この決議に従った基準をもはや満たさないアル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンの／あるいは関係を有するメンバーの、統合リストから削除するための要請を検討することを指示する。
- 22 委員会に対し、可能な限り統合リストが更新され正確であることを確保し、そしてリスト化が正確であることを一致させるために、委員会の指針に規定された手続に従

って、関連する国家に名前が回覧された、統合リスト上における死去したと報じられる個人の名前について、年度ごとの検討を考慮することを指示する。

- 23 事務局は、統合リストから名前が除外された後一週間以内に、当該個人又は団体が所在していると考えられる国および個人の場合にはその者が国民である国（この情報が判明している範囲において）の常駐代表部に通知することを決定し、また、そのような通知を受領する国に対し、その国内用および慣行に従い、時宜を得た方法で、関係個人又は団体にリストからの削除を通知又は通報するための措置をとることを要求する。

#### 統合リストの検討と維持

- 24 すべての加盟国、特に指定された国家および居住あるいは国籍国に対し、そのような情報が入手可能になった際には、リストに掲載された団体、グループそして事業の実働状況、リストに掲載された個人の動向、拘束、あるいは死亡についての最新情報を含めた、リストに掲載された個人、グループ、企業、そして団体の追加的な特定化したそして他の情報を、委員会に提出することを促す。

- 25 委員会に対し、統合リストが更新され、可能な限り正確であることを確保し、リスト化が適切であることを確認するため、委員会の指針に規定された手続に従って、知られている場合には、指定された国家および居住の／あるいは国籍国に関連する名前が回覧された、本決議採択の日の統合リスト上のすべての名前を、2010年6月30日までに検討することを指示する。

- 26 委員会に対し、上記第25項の検討の完了の際には、統合リストが更新され、可能な限り正確であることを確保し、リスト化が適切であることを確認するため、委員会の指針に規定された手続に従って、知られている場合には、指定された国家および居住の／あるいは国籍国に関連する名前が回覧された、3か年あるいはそれ以上検討されていない、統合リスト上のすべての名前の年次検討を行うことを、さらに指示する。

#### 履行措置

- 27 上記第1項に記載された措置のすべての要素を完全に履行するために、すべての国

家が十分な手続を確定し、そして必要ならば導入する重要性をくり返し表明する。

- 28 委員会に対し、個人および団体を統合リストに掲載しおよび削除するため、ならびに人道的免除を与えるために、公正で明確な手続が存在するよう確保することを奨励し、そして委員会に対し、これらの目的を支持するために、委員会の指針を活発な検討のもとにし続けることを指示する。
- 29 委員会に対し、優先事項として、本決議の規定、とりわけ上記の第6項、12項、13項、17項、22項そして26項に関連する、委員会の指針について検討することを指示する。
- 30 加盟国に対し、関連事項のより深い討議のために、委員会と会合するため代表を送ることを奨励し、とりわけ措置の完全な履行を妨げる問題を含む、上記第1項に付された措置の履行のための努力について、関心のある加盟国からの自発的な報告を歓迎する。
- 31 委員会に対し、安保理に、加盟国の履行の努力に関する結果について、そして履行の促進に必要な措置を特定化し勧告することを要請する。
- 32 委員会に対し、上記第1項に基づく措置の不履行の可能な事例を特定化し、各事例について適切な行動の道筋を決意することを指示し、委員会議長に対し、下記第38項に基づく安保理への定期的な報告において、本事項についての委員会の活動について、経過報告書を提供することを要請する。
- 33 すべての加盟国に対し、上記第1項に規定される措置の履行では、できる限り早く、国内法そして慣例に従って、不正の、偽造の、盗まれた、そして紛失したパスポートそして他の旅行用書類が無効化され、流通から除外されることを確保し、INTERPOLのデータベースを通じて、他の加盟国とそれらの書類に関する情報を共有することを促す。
- 34 加盟国に対し、国内法および慣例に従って、自国の管轄に関連する、不正の、偽造の、盗まれた、そして紛失した身分証明もしくは旅行の書類に関する情報を、国のデータベースにより民間セクターと共有すること、そして仮にリストに掲載された当事

者が、信用を確保するための偽造身分証明あるいは不正の旅行用の書類を使用していることが判明したら、この点について委員会に情報を提供することを奨励する。

#### 調整と活動

35 適切な場合には、拡大された情報共有、各々の職務権限内での国家訪問における調整を通じてを含み、委員会、テロ対策委員会(CTC)、および決議 1540 (2004) に基づいて設立された委員会間においては、それら各々の専門家グループ間と同様、技術支援、国際そして地域機構および機関、そしてすべての3委員会に関連する他の事項について、進行中の協力を拡大する必要性を再度表明する。

36 監視チームと国際連合麻薬犯罪室オフィスに対し、準地域ワークショップを通じてを含み、CTED と 1540 委員会専門家と協力して、加盟国が関連する決議下の義務を遵守する努力を支援するため、共同の活動を継続することを奨励する。

37 委員会に対し、本決議そして決議 1267 (1999)、1333 (2000)、1390 (2002)、1455 (2003)、1526 (2004)、1617 (2005)、そして 1735 (2006) の完全な履行を国家に奨励することを目的とし、上記第1項に付された措置の完全かつ効果的な履行の拡大のため、適切な場所と時間に、委員会議長および／あるいは委員会委員により、選択された国家への訪問を考慮することを要請する。

38 委員会に対し、その議長を通じて、最低 180 日毎に、委員会および監視チームの一般的な活動について、そして、適切な場合には、すべての関心を有する加盟国への報告を含めて、CTC 議長そして決議 1540 (2004) に基づいて設立された委員会の報告書とともに、理事会に対して口頭で報告することを要請する。

#### 監視チーム

39 その職務権限の遂行について委員会を支援するために、決議 1617 (2005) に基づいて事務総長により任命された、ニューヨークに位置する現在の監視チームの職務権限を、添付書類 1 に沿った責任について委員会の指示の下、さらに 18 か月の期間延長することを決定し、事務総長に対し、この達成のため必要な措置をとることを要請する。

## 検討

40 上記第1項に述べられた措置を、それを可能な限りより強化する目的で、18か月内に、もし必要であればより早く、検討することを決定する。

41 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

## 添付書類1

本決議の第39項に基づき、監視チームは、決議1267(1999)に基づいて設立された委員会の指示により活動し、次の責任を有するものとする。

(a) 本決議の第1項に付された措置の国家による履行について、措置の促進された履行と可能な新しい措置への特定の勧告を含む、二つの包括的な独立した報告書を、1つは2009年2月28日までに、そして2つ目は2009年7月31日までに書面で提出すること。

(b) 決議1455(2003)の第6項に基づいて提出された報告書、決議1617(2005)の第10項に基づいて提出されたチェックリスト、そして委員会により指示されたように加盟国により提出された他の情報について、分析すること。

(c) 委員会の、本決議の第1項に付託された措置の履行に関するものを含め、情報について加盟国への要請に関するフォローアップの支援をすること。

(d) 重複を避けて相乗効果を強化するため、CTCの事務局(CTED)と1540委員会の専門家グループとの緊密な調整に基づき、提案された出張を含むその責任を果たすため予想された、監視チームが詳細化した活動について、必要であれば検討し承認するため、活動の包括的なプログラムを委員会に提出すること。

(e) 3委員会の間で、報告の範囲を含め、集中点と重複の範囲を特定化し、強固な調整の促進を助けるため、CTEDと1540委員会の専門家グループと、緊密に行動し情報を共有すること。

(f) 国連システムのテロリズム対策の努力の全体的な調整と一貫性を確保するため設立

されたテロ対策履行タスクフォース内を含めた、国際連合世界テロ対策戦略の下でのすべての関連する活動に積極的に参加しそして支援すること。

- (g) 独自のイニシアチブそして委員会からの要請に基づき、加盟国から集めた情報を分析し、そしてケーススタディーを委員会に提出することにより、本決議の第1項に付託された措置の不履行を分析して、検討のため委員会を支援すること。
- (h) 本決議の第1項に付託された措置の履行について加盟国を支援し、統合リストへの提案された追加を準備することにより、加盟国にも使用可能な勧告を、委員会に示すこと。
- (i) 第13項に付託された、公に公表可能な情報に応じるため委員会を支援すること。
- (j) 委員会に承認されたような行動計画に基づき、選択された加盟国への出張を、事前に加盟国と協議すること。
- (k) 加盟国に対し、委員会によって指示されたように、統合リストに掲載される名前と追加的な特定化する情報を、提出することを奨励すること。
- (l) 委員会が、可能な限り統合リストを更新し、正確化し続けるその努力を支援するため、委員会に対して追加的な特定化そして他の情報を提示すること。
- (m) 委員会と協議の上、関連する学者や研究機関との対話を発展させることを含み、アル・カーイダとタリバーンの脅威の変化する性質ならびにそれに立ち向かう最善の措置を、研究しそして委員会に報告すること。
- (n) アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデン、そしてタリバーンおよびそれらと関係を有するその他の個人、グループ、企業そして団体による、インターネットの犯罪的な悪用を防ぐことに関連する、本決議の第1項(a)の履行に関して、分析し、評価し、監視し、そして勧告を行うこと。
- (o) 特に本付属書の第(a)項に付された監視チームの報告書に含まれるであろういかなる事項に関連して、ニューヨークにそして首都における代表との定期的な対話を含め、

加盟国の批評に注意を払いながら、加盟国そして他の関連する機構と協議すること。

- (p) 情報の共有を促進し、措置の強制力を強化するために、地域的なフォーラムを通じてを含み、加盟国の諜報そして警護サービスと協議すること。
- (q) 資産凍結の実務的な履行について学習するためそしてその措置を強化するための報告を発展させるために、金融機関を含む民間部門の関連する代表と協議すること。
- (r) 措置の啓蒙、遵守を促進するために、関連する国際そして地域的機構と活動すること。
- (s) INTERPOL 特別警告に可能であれば含めるために、リスト化された個人の写真を入手するため、INTERPOL そして加盟国と活動すること。
- (t) 決議 1699 (2006) において付託された、INTERPOL と協力を拡大する要請を受けて、安全保障理事会の他の補助機関そしてそれらの専門家パネルを支援すること。
- (u) 口頭そして／あるいは書面の報告を通じ、監視チームの活動について、その加盟国への訪問そしてその活動を含め、定期的にあるいは委員会が要請した時に、委員会に報告を行うこと。
- (v) 委員会により特定化されたその他の責任。